

15 その他

- 1 委託を受けて他人の不動産を占有する者がほしいままに売却等による所有権移転行為を行った場合に、先行の抵当権設定行為が存在することは、後行の所有権移転行為について横領罪が成立することを妨げないとされた事例

横浜地裁川崎支判 平成12年3月27日

東京高判 平成13年3月22日

最大判 平成15年4月23日 刑集57-4-467、裁時1338-1、判時1829-32、
判タ1127-89、金法1689-33

<事案の概要>

被告人Yは宗教法人Aの責任役員を務め、職務によりA所有の土地1及び土地2を占有していた。

Yは、土地1について、昭和54年4月に、Yが経営するD社を債務者とする極度額2500万円の根抵当権を設定しその旨の登記を経由し、さらに平成4年3月にDを債務者する債権額4300万円の抵当権を設定してその旨の登記を経由した。また、土地2についても、平成元年1月にDを債務者とする債権額3億円の抵当権を設定し、その旨の登記を経由した。

その後、Yは平成4年4月に土地1を1億324万円でBに売却し所有権移転登記を了し、同年9月に土地2を1500万円でCに売却して所有権移転登記を了した。

Yは土地1、土地2を売却した行為につき横領罪で起訴された。

<裁判所の判断>

次のように述べて、Yを有罪とした。

委託を受けて他人の不動産を占有する者が、これにほしいままに抵当権を設定してその旨の登記を了した後においても、その不動産は他人の物であり、受託者がこれを占有していることに変わりはなく、受託者が、その後、その不動産につき、ほしいままに売却等による所有権移転行為を行いその旨の登記を了したときは、委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をしたものにほかならない。したがって、売却等による所有権移転行為について、横領罪の成立自体は、これを肯定することができるというべきであり、先行の抵当権設定行為が存在することは、後行の所有権移転行為について犯罪の成立自体を妨げる事情にはならないと解するのが相当である。

最高裁昭和29年（あ）第1447号昭和31年6月26日第三小法廷判決は、右判示に抵触する限度で変更を免れない。